

## 葬儀費用負担者と銀行預金仮払請求権

その他のタイトル	Funeral Expenses Bearer and The Right to Claim Interim Withdrawal of Deposit
著者	久保 宏之
雑誌名	相続法改正と「相続と取引」の枠組変容
ページ	33-52
発行年	2022-03-25
URL	<a href="http://doi.org/10.32286/00026398">http://doi.org/10.32286/00026398</a>

# 葬儀費用負担者と銀行預金仮払請求権

久保 宏之

## 目次

はじめに—— 解題

I 葬儀費用の負担者—— 判例・学説の諸相

II 預貯金仮払い制度との関係

結びにかえて

「葬式の華やかさは、死んだ人の名誉よりも、生きている人の虚栄に目を向けている。」

ラ・ロシュフコオ『箴言と考察』612<sup>1)</sup>

## はじめに—— 解題

人生の最後の儀式とされる「葬儀」。その葬儀に要する費用は誰によって負担されるべきか、これが本稿のテーマである<sup>2)</sup>。しかし、なるほど、このテーマについ

---

1) 『ラ・ロシュフコオ 箴言と考察』(内藤濯 訳) 181頁 (1983年、グラフ社)。

2) 必ずしも、筆者の主観的な感想の限りだけでなく、著名人の状況についても、昔に比べると、葬儀・葬式が簡素化されてきたように思う。第1に、香典、供花を辞退するケースが増加した。筆者の実感で恐縮であるが、全葬儀の7割くらいに及ぶのではないかと感じる。第2に、そればかりではなく、葬儀自体がその規模が小さくなった印象がある。社会的地位が高いと言われるような職種にあったような人でも、往時は、大規模にお寺を借りて行われるケースがあったが、最近では、民間の葬儀会社の式場や会館のような建物で行われるようになったし、そもそも、世間に知らせず、身内だけで行う、密葬、家族葬、さらには、斎場での簡単な儀式で済ませる「直葬」のような形を取ることもさへある。こうした傾向は、人生100年時代という中であって、社会の一線から退いてから死亡までの時間が長期に及び、故人を直接知る人が少なくなった状態で死亡する人が増加したからではなかろうか。ただ、こうした簡素化した葬儀であっても、十万単位で費用を要するので (インターネットでは、15万円から25万円とするものもある (<https://www.e-sogi.com/guide/167/> 2021.10.26))、格差社会の中であって、収入が伸びない現代では、どこから支弁するのかは、なお重大な問題なので

ては、すでに大小様々な論稿がものされており、また多くの先例も公にされているが、いまだ最上級審の判断はなく、通説らしきものも必ずしも見いだせない。

そして、何よりも、このような言わば典型論点的テーマを選ぶに至ったのは、きわめて現代的な問題に関わるからである。ここでは、まず、その問題の所在を明らかにしておこう。

すなわち、相続財産に属する可分債権については、相続開始後、当然に相続分に従って各共同相続人に分割帰属するというのが確立した判例であった<sup>3)</sup>。ただ、可分債権に属する債権でも、預貯金債権については、実務上、この判例を根拠にした共同相続人の一部からの金融機関に対する払い戻し請求については、消極的な姿勢がとられ続けてきたところ<sup>4)</sup>、平成28年12月19日に最高裁大法廷は決定<sup>5)</sup>で、従来の判例を改め、可分債権一般については従来の準則を維持しながら、預貯金債権については、当然に分割されるのではなく、共同相続財産として、遺産分割の対象になると判示したことは、もはや、あまりにも有名である。こうして、これまでの金融機関の実務上の対応にいわば最高裁のお墨付きが与えられたような格好になり、その後、共同相続人の一人から金融機関に対する、法定相続分に基づいた払戻請求の事案において、その権利行使が否定された<sup>6)</sup>。すなわち、預貯金債権については、遺産分割がなされるまで、共同相続人が全員で共同して行使せ

---

あろう。

3) 最判昭29.4.8 民集8巻4号819頁。

4) 窪田充見・家族法第4版532頁(2019年、有斐閣)。もともと、同頁によると、近年は、かかる払戻請求に応じる金融機関も増えてきていたと言われる。

5) 民集70巻8号2121頁。同大法廷決定を契機とした論説として、柳本つとむほか「相続における預貯金債権の取扱い——最高裁平成28年12月19日決定を踏まえて」銀法823号4頁、谷口安史「預貯金債権の相続に関する諸問題——最大決平28.12.19を受けて——」金法2084号36頁、鈴木大介「共同相続が発生した場合に、預貯金債権は遺産分割の対象に含まれるか?～最高裁平成28年12月19日大法廷決定の考察」判例・先例研究 平成30年度版1頁、白石大「預貯金債権の共同相続に関する大法廷決定と今後の理論的・実務的課題」判例・先例研究 平成30年度版19頁等。

6) 最判平29.4.6 判時2337号34頁。

ざるを得ないのであるが、被相続人が負っていた債務の弁済や、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費への充当のため、金融機関に対して預貯金の一部払戻しを請求するのにも、共同相続人全員の同意が必要となり、これらの必要性に機敏に対応することができないという不都合が生じる恐れが出てきた<sup>7)</sup>。そこで、民法は、2018年の相続法改正の機に909条の2を追加し、当面の生活費や、葬式費用支出の便宜のため、そうした事情を勘案した一定額（「相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額」）を単独で権利行使できるようにした<sup>8)</sup>。これにより、従来の法的問題点に一定の理論的解決を与えつつ、相続人の遺産に対する期待や必要性に柔軟に対応することができるようになったと言えよう。ただし、同条後段によると、このように遺産分割前の早期に預貯金の払い戻しを受けた共同相続人は、「遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされる」ことになる<sup>9)</sup>。

しかし、ここまでの議論を前提にすると、次のような疑問が生じる。

すなわち、たとえば、被相続人が死亡して、相続が開始し、2人の子（長子と次子）が共同相続したとしよう。言うまでもなく、法定相続分各2分の1である（民887条1項、同900条1号）。相続財産は、銀行預金300万円のみであるとする。このとき、次子が葬儀費用の支弁のため、民法909条の2前段の規定に基づいて、 $300万円 \times 1/3 \times 1/2$ で50万円の一部払戻しを受けた。その結果、同条後段により、払戻しを受けたこの次子は、この50万円は、遺産の一部分割を受けたので、本来の300万円の2分の1である150万円のうち、50万円は、すでに分割されたということで、100万円しか取得できないのか、あるいは、残り250万円の2分の1、125万円の分割を受けられるのか。この問題は優れてだれが葬儀費用を負担すべきか

7) 潮見佳男編「民法（相続関係）改正法の概要」31頁（白石大執筆）（2019年、金融財政事情）。

8) この額の算定方法・上限額について、詳しくは、潮見・前掲注(7)33頁以下（白石執筆）を参照。当面、平成30年法務省令第29号によると上限額は150万円とされている。同35頁。

9) 同条の文言としては「預貯金債権」となっているが、これは趣旨からすると、同条によって払い戻された「預貯金債権額」を指すことに疑いなかろう。潮見佳男・註解 相続法250頁（2018年、弘文堂）。

に関わるはずで、この次子が葬儀費用をポケットマネーからでも支弁しなければならないとすると、前者の解決方法で構わないのだろう。しかし、むしろ、長子が葬儀費用を負担すべきとするなら、これは、長子に対する不当利得として返還請求することになるのか。逆に、共同相続人が均等に葬儀費用を負担すべきなら、後者の解決方法のほうが合理的であろう。

909条の2後段は、簡単に、一部分割を受けたものとみなしているが、必ずしも、それによる結果は明らかではなく、そして、それは、結局、同条が例として挙げる「生活費」はおそらく払い戻しを受ける相続人個人の利益になるから、一部分割がすでに行われたということで先渡しがあり、それを控除して分割を受ければいいのであろうが、他方の葬式費用の支弁のためなら、払い戻しを受けた者がそもそも葬儀費用を自腹を切って支払うべき者であったかどうかによって、その後の処理が異なってくるのではないかという「素朴な疑問」である。そのため、そもそも、誰が葬儀費用を負担すべきなのかをまず明確にする必要がある。長々とした説明になったが、これが、本稿における問題意識なのである。

## I 葬儀費用の負担者——判例・学説の諸相

### 1 緒説

早速、本題に移ろう。

本稿のテーマは、まずもって、葬儀負担者は誰かという問題である。これには、判例・実務・社会ではどうなっているかという面と、どうあるべきなのかという規範的な面があろう。

### 2 判例の様相

(1) 民法典において、葬儀費用は、「葬式の費用」の一般先取特権として民法306条3号、309条に現れ、これと葬儀費用負担者の関係について論じられることがあ

る。後述する。

葬儀費用の文言が裁判例・審判例等に現れる場面は、多岐にわたる。

葬儀費用立替による求償・不当利得返還の問題、相続財産に関する費用の当否、遺留分算定の際の控除すべき消極財産性、法定単純承認性、相続税法上の相続財産の価額からの控除の可否などである。

通常、先例は、①共同相続人全員で負担するとする説（葬儀費用は相続債務となり相続人に分割帰属する。福岡高判昭40.5.3 家月17巻10号110頁、東京高決昭30.9.5 家月7巻11号57頁、仙台高決昭38.10.30 家月16巻2号65頁等）、②相続財産が負担するとする説（葬儀費用は民法885条の相続財産に関する費用に含まれる。盛岡家審昭42.4.12 家月19巻11号101、東京家審昭33.7.4 家月29巻6号27頁、大阪家審昭51.11.25 家月29巻6号27頁、長野家審昭55.2.1 家月34巻4号83頁等）、③喪主の負担とする説（東京地判昭61.1.28 家月39巻8号48頁、神戸家審平11.4.30 家月51巻10号135頁、名古屋高判平24.3.29 平成23年（ネ）第968号貸金返還等請求控訴事件等）などのように分類されるが<sup>10)</sup>、さらに、④慣習によるという立場に立つ先例も、慣習により祭祀主宰者の負担とするもの（甲府地判昭31.5.29 下民集7巻5号1378頁）、慣習により相続人の負担とするもの（仙台家古川支審昭38.5.1 家月15巻8号106頁）、慣習がないので相続人の負担とするもの（神戸家明石支審昭40.2.6 家月17巻8号48頁）に分類されることがある<sup>11)</sup>。

こうした中で、上記①で挙げた先例の他に、福岡高決昭和40.5.6 家月17巻10号109頁、大阪高決昭和49.9.17 家月27巻8号65頁を加えて、昭和30年代、40年代の高裁決定には、葬儀費用を相続人の負担とする立場をとるものが目立つと指摘したうえ、その根拠は明らかではないが、「葬儀費用を相続人の負担とすることが、当時から家裁実務で採用する方法の一つとして定着していたことが伺われる。」との指摘もある<sup>12)</sup>。

10) 水野紀子「葬儀費用の負担者」長谷川正浩＝石川高明・村千鶴子編『葬儀・墓地のトラブル相談Q&A 第2版』165頁（民事法研究会、2021年）。

11) 幡野弘樹「885条」松川正毅＝窪田充見編・新基本法コンメンタール 相続26頁（日本評論社、2016年）。

12) 青竹美佳・判例解説〈名古屋高判平成24年3月29日 平成23年（ネ）第968号〉月報司法書士

(2) たしかに、以上のように、先例は、各説に分かれるが、その理由、根拠を示さないものがほとんどである。もっとも、相続債務に該当しないのは、葬儀費用が被相続人の死亡後、すなわち、相続開始後に生じるものだからということ、しばしば、理由として挙げられるところである<sup>13)</sup>。それよりも、近時の先例をみると、圧倒的多数が「喪主負担説」を採っているのに驚かされる<sup>14)</sup>。

(3) また、そのような中で、結論としては、喪主負担説であるが、誰が葬儀費用を負担すべきか詳細に検討する先例がいくつかあるのでそれを引用しておこう。

予め述べておかなければならないことは、実務において、いかなる場合も喪主が負担するべきであるとは考えられていないと思われることである。

たとえば、東京地判平28.8.12 平26 (ワ) 28633号・平27 (ワ) 3587号は、次のように述べる。

「死亡者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、死亡者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式に要する費用は、同儀式を主催した者、すなわち、自己の責任と計算において、同儀式を準備し、手配したものが負担し、埋葬等の行為に要する費用については、死亡者の祭祀承継者がこれを負担するものと解するのが相当であり（名古屋高裁平成24年3月29日判決参照）、当然に相続財産からの支出が許されるものではないと解するのが相当である。」

要するに、喪主が負担するのは、相続人間に合意がなく、被相続人自身も生前に葬儀の契約を締結していなかったことが前提になる。後者の、生前に葬儀契約を締結していた場合は、相続債務となろう。当然のことながら、葬儀費用喪主負

---

490号53頁（2012年）。

13) たとえば、東京地判令2.10.22 平29 (ワ) 20597号。

14) 筆者がTKCにより検索したもので、その殆どは、東京地裁によるもので、しかも、商業雑誌はおろか、裁判所ウェブサイトにも公表されていないことは注意しておかなければならない。であるから、東京地裁においてのみ定着している実務にすぎない可能性もある。いくつか、挙げておくと、東京地判令3.1.27 平31 (ワ) 10549号・令1 (ワ) 15756号、前出、東京地判令2.10.22、東京地判令2.7.22 平31 (ワ) 6259号等。

担ルールも補充的ルールに過ぎないのである。

(4)かかる喪主負担説先例の中でその論理を詳しく説明しているものを紹介する。まず、東京地判昭和61.1.28 判時1222号79頁である<sup>15)</sup>。

同裁判例は、葬儀費用について「死者をとむらうのに直接必要な儀式費用をいうものと解するのが相当であるから、これには、棺柩その他葬具・葬式場設営・読経・火葬の費用、人夫の給料、墓地の代価、墓標の費用等が含まれるのみであつて、法要等の法事、石碑建立等の費用は、これに含まれない」としたうえ、民法885条の相続財産に関する費用に該当するかについて仔細に検討する。

すなわち、相続財産に関する費用は「相続財産を管理するのに必要な費用、換価、弁済その他清算に要する費用など相続財産についてすべき一切の管理・処分などに必要な費用をいうものと解されるのであつて、死者をとむらうためにする葬式をもつて、相続財産についてすべき管理、処分行為に当たるとみることとはできないから、これに要する費用が相続財産に関する費用であると解することはできない」と述べ、否定した。

次いで、葬儀費用について一般先取特権を認める306条3号、309条1項が葬儀費用負担者決定に導くかについては、同2か条は、「貧者にも、死者の身分相応の葬式を営ましめようとの社会政策的な配慮から、身分相応の葬式費用については、その限度で、相続財産（遺産）が担保になる旨規定しているにすぎないと解すべきであつて、これをもつて、葬式費用が相続財産に関する費用であると解することも、まして、葬式費用の負担者が相続人であると解することもできない。しかも、仮に、この規定を右のように解するとすれば、身分相応の程度を超えた葬式費用については、規定していないこととなるから、この部分の費用を結局誰れが負担するかについては、また別個に根拠を求めざるを得ないし、たまたま、相続財産が充分に存在する場合は格別、相続財産が皆無か、あるいは、存在しても、身分に相応した葬式費用を負担するに足りないときは、右のように解するときは、

15) 同裁判例の研究として、松川正毅「葬式費用の負担に関する事件」愛知学院大学宗教法制研究所紀要47号1頁（1999年）。



かえつて、債権者に不測の損害を蒙むらせることとなり相当でない。また、葬式費用を身分に相応した部分とそうでない部分とに区別して、その負担者を別異に取扱うこととなるのも当を得ない。」と、その否定理由を詳細に述べている。そして、相続財産の価額から被相続人に係る葬式費用を控除した価額につき、相続税が課税される旨規定する相続税法13条1項2号については、「葬式費用のうち、相続人の負担に属する葬式費用につき、控除する旨規定していることが明らかであつて、葬式費用を負担しない場合でも、相続財産の価額から葬式費用が当然に控除される旨規定しているものではない。したがつて、この規定をもつて、葬式費用が相続財産に関する費用であり、相続人が負担するものであると解する根拠とすることはできない。」と述べる。

他方、相続債務と捉える考えについては、葬式を挙行するのは、あくまで遺族や死者に所縁ある者だから、「死者が生前に自己の葬式に関する債務を負担していた等特別な場合は除き、葬式費用をもつて、相続債務とみることは相当ではない」と否定し、相続人を負担者とする見解についても、「相続人が葬式を実施するとは限らないし、他の者がその意思により、相続人を排除して行くこともある。また、相続人に葬式を実施する法的義務があるということもできない。したがつて、葬式を行う者が常に相続人であるとして、他の者が相続人を排除して行った葬式についても、相続人であるという理由のみで、葬式費用は、当然に、相続人が負担すべきであると解することはできない。」と言う。

こうして、相続財産に関する費用説、相続債務説、相続人負担説が採りえない以上、「葬式費用は、特段の事情がない限り、葬式を実施した者が負担すると解するのが相当であるというべきである。」と結論づけ、これは、「一般的には、喪主を指すというべきであるが、単に、遺族等の意向を受けて、喪主の席に座っただけの形式的なそれではなく、自己の責任と計算において、葬式を準備し、手配等して挙行した実質的な葬式主宰者を指す」と述べる。結局、「葬式主宰者と他の者との間に、特別の合意があるとか、葬式主宰者が義務なくして他の者のために葬式を行った等の特段の事情がある場合は格別、そうでない限り、葬儀社等に対し

て、債務を負担した者が葬式費用を自らの債務として負担すべきこととなる。』と結論付け、葬儀の実質的主宰者＝喪主説を採った。

(5)さらにもう一例、名古屋高判平24.3.29 平23(ネ)968号を紹介しておく<sup>16)</sup>。同様に、喪主負担説を採るものであり、その理由として、次のように述べる。

「亡くなった者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式を行うか否か、同儀式を行うにしても、同儀式の規模をどの程度にし、どれだけの費用をかけるかについては、もっぱら同儀式の主宰者がその責任において決定し、実施するものであるから、同儀式を主宰する者が同費用を負担するのが相当であり、他方、遺骸又は遺骨の所有権は、民法897条に従って慣習上、死者の祭祀を主宰すべき者に帰属するものと解される（最高裁判平成元年7月18日第三小法廷判決・家裁月報41巻10号128頁参照）ので、その管理、処分要する費用も祭祀を主宰すべき者が負担すべきものと解するのが相当であるからである。」とし、「控訴人B(引用者注：Eの兄弟の1人)が、亡Eの追悼儀式を手配し、その規模を決め、喪主も務めたのであるから、控訴人Bが亡Eの追悼儀式の主宰者であったと認められ、控訴人Bが亡Eの追悼儀式の費用を負担すべきものというべきである。」とした。さらに、「他方、亡Eの遺骸、遺骨の埋葬等の行為に要する費用については、亡Eの祭祀を主宰すべき者が負担すべきものであるが、亡Eの祭祀を主宰すべき者については、亡Eにおいてこれを指定していた事実は認められないから、民法897条1項本文により、慣習に従って定められるべきものであるが、亡Eには被控訴人らという二人の子があるものの、上記(1)で認定したとおり、20年以上も親子の交渉が途絶えていた状況である一方(なお、亡Eの長男である被控訴人Aは、亡Eの葬儀にも出席しなかった。)、兄弟である控訴人らとの間に比較的密な交流があった事情が認められることも考慮すると、亡Eの祭祀を主宰すべき者を亡Eの子である被控訴人ら又はそのいずれかとする

---

16) 青竹・前掲注(12)は、この裁判例の評釈である。

ことが慣習上明白であると断ずることはできず、結局、本件における証拠をもってしては、亡Eの祭祀を主宰すべき者を誰にすべきかに関する慣習は明らかでないというほかない。そうすると、家庭裁判所で、同条2項に従って、亡Eの祭祀承継者が定められない限り、亡Eの遺骸等の埋葬等の行為に要する費用を負担すべき者が定められないといわざるを得ない。したがって、控訴人Bが被控訴人らに対し、葬儀費用を請求する法的根拠はないというべきであり、これに反する控訴人らの主張はいずれも採用できない。」と述べた一方、葬儀費用について一般先取特権を規定する前述の306条、309条を根拠に遺産を相続した相続人が負担すべきだという主張については、「民法306条、309条は、葬儀の費用が先取特権になる旨を規定したものにすぎず、誰が葬儀の費用を負担すべきかを定める規定ではない」としつつ、「葬儀費用は、相続開始後に生じた債務であるから、相続人であるからといって、ただちに葬儀費用を負担すべきものとは解され」ないと論じた。

要するに、葬儀費用を遺骸・遺骨の管理・処分費用（それらは祭祀承継者の負担とする）と区別し、葬儀費用の一般先取特権の規定（民306条、309条）の根拠性を否定し、また、相続人が負担するものではないとして、葬儀実質的主宰者＝喪主負担説を採るものである。

(6)このような喪主負担説の主流の中にあつて、詳細な理由を述べているわけではないが、それ以外の説に立つ先例もある。

東京地判平27.3.31 平23（ワ）12132号・平26（ワ）7026号は、「被相続人に遺産がある場合、その遺産から葬儀費用として対応の金額を使用することは一般的に見られることであり、また、被相続人のみならず法定相続人の意向にも合致することが多いといえる。原告と被告が、Cの葬儀当時、葬儀費用の負担について格別の協議をした事情はうかがわれないから、Cの遺産のうち、相当と認められる金額をその葬儀費用として使用することは双方が暗黙に了解していたと考えられる。」とし、前述分類の②相続財産負担説に立っている。また、東京地判平26.4.22 平24（ワ）26753号は、葬儀費用・法要の費用については、「生前の生活状況、富山県における葬祭の状況等に鑑み、相当額の遺産がある場合において、

喪主が当然に負担すべきと解するのは相当でなく、少なくとも、初七日、納骨のなされた四十九日の法要まで葬儀における費用については、相続人において平等に負担するのが相当であると解されるものの、その余の費用については、明確な合意がないにもかかわらず、相続人において当然に平等に負担すべきものとは解することはできない。」と述べ、原則として前記分類①（ないし④の慣習を根拠の一部としつつ）の共同相続人負担説を支持する<sup>17)</sup>。

(7) 結論的には、喪主（以下の事案において、被相続人「とく」の曾孫。原告）負担とするが、慣習・条理を根拠に、総合的に判断するものとして東京地判平6.1.17 判タ870号248頁を挙げておく。すなわち、「葬儀の主宰者＝喪主（喪主が形式的なものにすぎない場合は、実質的な葬儀の主宰者）が負担する例が多いのではないかと思われるし（労働基準法80条、国家公務員災害補償法18条が、「葬祭を行う者に対して」、それぞれ葬祭料を支払い、葬祭補償を支給するとしていることは、私人間における葬儀費用の負担についても参考とされるべきであろう。なお、香典も、喪主が取得するのが通常であろう）、被相続人の葬式費用については、相続税法13条1項2号により、これを負担した相続人の相続財産の価額からの控除が認められていることもあってか、相続人の一人又は数人の負担とされる場合もあるようである。

この問題については、右のような点を参考に、当該地域や親族間の慣習を考慮して、条理に照して判断するほかないと思われるが、いずれにせよ、単に被葬者の扶養義務者であったことや最も親等の近い血族であったことだけで、葬儀費用の負担者とされることは通常ないと思われるし、そうすることが合理的であるという理由も見当たらない」し、曾孫が被相続人と長年にわたり同居し世話をしてきて、とくの葬儀を実質的に主宰した喪主である（香典も原告が取得している）一方、他の養子は死亡する約25年前に被相続人の家を出て、その際、養子離縁届の交付を受け、今後一切無関係との約束をする代わりに、当該養子の一方が被相

17) なお、大阪家審昭38.11.15 家月16巻6号160頁は、「相続開始時において共同相続人が必然的に負担すべき特種の費用」という。

続人から贈与を受けた不動産の持分を返還し、他方の養子の持分も被相続人に贈与し、その後被相続人とはほぼ没交渉で、葬儀にも参列しなかったと認定したうえ、葬儀費用の負担者が当該曾孫となるのはごく自然であり、少なくとも他の養子らに対し葬儀費用の全部又は一部の負担を求めるのを正当化できる理由はないと結論づけた。

### 3 学説の動向

次に学説の動向を見ていく。ここでも、先例の分類と同様に、おおよそ、①共同相続人負担説、②相続財産負担説、③喪主負担説、④慣習・条理説などに分けられようが、①と②は明確に区別されていない。むしろ、もっぱら相続財産負担説の中で、相続人の負担が言及されるにとどまるようである<sup>18)</sup>。それぞれその説明を検討しよう。

#### (1) 相続財産負担説

平田厚教授は、基本的には喪主が負担すべきとしつつ、通常の場合は相続財産の中から出捐されているとして、それは全相続人の合意によってそのように支出されている場合が多いことを理由とする<sup>19)</sup>。多少ニュアンスは異なるが、本山敦教授も、喪主の負担と考えるべきとしつつ、相続財産があり、具体的事件で柔軟な解決に資するなら、相続財産からの支出と考えればよいとする<sup>20)</sup>。

山中康雄博士も<sup>21)</sup>、全遺産の相続財団から遺産管理人が葬儀費用を支払うとする。さらに、於保不二雄博士も<sup>22)</sup>、306条・309条の一般先取特権の規定から相続財

---

18) 鈴木康弥・相続法講義 改訂版100頁(1996年、創文社)は、葬儀費用を相続人が負担することを前提とすれば、葬儀費用は民法885条の「費用」債務に準ずるものと扱われるべきだとされる。

19) 平田厚「相続人不存在と福祉制度」松原正明＝右近健男編・新家族法実務大系第3巻相続1456頁(2008年、新日本法規出版)。

20) 本山敦「論点① 何が費用に含まれるか」能見善久＝加藤新太郎編「論点体系 判例民法〈第3版〉」11相続12頁(2019年、第一法規出版)。

21) 中川善之助・註釈相続法(上)103頁(1954年、有斐閣)。

22) 同書42頁。我妻栄＝唄孝一・判例コンメンタル相続法21頁(1966年、日本評論社)も疑問を呈しつつ相続に関する費用と述べている。

産の負担になるものと解されていると指摘する。

中川善之助＝泉久雄両博士<sup>23)</sup>は、審判例の様相を詳しく述べながら、必ずしも明確な結論をとられない。ただ、「葬式費用は一般には香典、さらには喪主に給付される葬祭料や埋葬料（例えば、労基80条、船員94条、国公災18条、国公共済63条1など）をもって充てられるであろうが、不足額については相続財産の負担（885条）とすべきであろうか」とする<sup>24)</sup>。

(2) 比較的近時においては伊藤昌司教授が相続財産負担説を採られる<sup>25)</sup>。すなわち、「死者が意図的に自らの葬儀費用を預貯金にしておく例は多いので、死者の社会的地位に相応ずる葬儀費用を相続財産の負担とするのは常識に合致する」としたうえ、葬式費用の一般先取特権についての民法309条1項を引用し、「葬儀の主宰者（喪主）が相続人である場合は、相続人間に別段の合意や了解がなかったなら、葬儀費用は原則として相続財産の負担になると解すべき」で、葬儀主宰者が相続人でない場合も同様だとされる。そして、「相続人間では、少々面倒ではあっても、葬式のために費消した相続財産を遺産分割の対象に加え、その上で、これを共益費用として控除し、遺留分・自由分への充当計算はその後に行なうのが実際的でも論理的でもある。内縁配偶者などが喪主であった場合も、香典と葬儀費用の差額を相続財産から支出したからといって、相続人らに返還する義務は原則として存しない。逆に、葬儀に関して、この者に過度の個人的負担があれば、相続人に求償できなければならない」が、求償できるのは遺産総額の限度であるという。309条2項も、遺産の限度を超えた葬儀費用の負担義務の根拠とはならず、この規定は、他の債権者との優劣を定めたにすぎないからであるとされる。「もち

23) 中川善之助＝泉久雄・相続法4版217頁注(4)（2000年、有斐閣）。

24) このように述べ、我妻＝唄・前掲注(21)21頁を引用される。

ただし、泉久雄博士は、共著書、民法講義8相続（有斐閣大学双書）21頁（1978年、有斐閣）では、「身分相応の葬式費用は、喪主の支出および香典によって負担されるのが普通である。無理に相続財産の負担とする必要もないであろう。」と述べ、より鮮明に喪主負担説を採られていたようである。

25) 伊藤昌司・相続法209～210頁（2002年、有斐閣）。

ろん、葬儀に関する契約の当事者となった者が葬儀業者等に対して契約上の義務を負うのは当然であり、そのうえで、その費用の最終負担者が誰で、いかなる手続でそれを負担させるかが争点になる。その際に、それは相続財産の負担ではなく、常に相続人あるいは喪主が個人的に負担すべき費用だと考えることはできない。原則的には遺産から支出されるべき性質のものであり、上記のように、遺産分割の対象にも含めるのが論理的である。」と述べる<sup>26)</sup>。

(3) 松川正毅教授もフランス法を参考にしつつ、相続財産の負担、つまり、相続財産に関する費用だとされて、次のように述べられる<sup>27)</sup>。

「本来、被相続人が自分ですべき事柄を第三者が行うと考えれば、死と直結しているので相続財産の費用と言える。」とし、さらに、葬式の契約をした者が支払いの責任を負い、その費用が被相続人にとってふさわしい葬式である場合には相続財産に関する費用となるが、相続財産が不足する場合には、扶養義務を負う者が負担することになるので、結果的には相続人が負うことになり、他方、被相続人にとって豪華で不相応な葬儀であれば、契約締結者（多くの場合は喪主）が責任を負うと述べられる。

さらに、青竹教授は、喪主負担とすると、「葬儀の遂行を相続人に期待できない場合に、相続人以外の者が葬儀を主宰すると、その費用を自ら負担しなくてはならないことになる。これでは、相続人以外の者による葬儀の主宰は期待できないであろう。これは、葬儀の保障という観点からは問題である。」と指摘する。そうして、死者の葬儀を保障するためには、葬儀費用を相続人または相続財産の負担とすべきだとされ、その両者の場合において、単純承認の場合には差がなく、財産を承継した相続人が負担することになる、と。ただ、被相続人と疎遠な相続人が負担することが問題ではあるが、限定承認によって、承継した財産の範囲で負担するという手段が残される、と主張される<sup>28)</sup>。

---

26) 同210頁。同書355頁でも同趣旨の説明をされる。

27) 松川・前掲注(15)10頁。

28) 青竹・前掲注(12)55頁。

(4) 喪主負担説<sup>29)</sup>

喪主負担説は、学説の中でも、増加しつつあるように思われる。その中でも、多少立ち入って、喪主負担説を説かれる水野紀子教授は、同説の理由として、「葬儀費用の負担をめぐって相続人間で争いがあるような場合には、遺産分割紛争をも伴っていることが多く、遺産の中に入れて解決しようとする遺産分割紛争がいつそう難しくなるので、葬儀費用は、遺産分割の枠外で処理したほうがよいという判断」があり、「さらに基本的には、葬儀のあり方が多様化したため、どのような葬儀が「相当」かということが言いにくくなった現代では、「葬儀を自己の責任と計算とにおいて手配等して挙行した者（原則として喪主）の負担となると解すべき」（神戸家裁平成11年4月30日審判 家月51巻10号135頁）であるという判断がある」と述べられる<sup>30)</sup>。

(5) 以上のような見解に対して、近時、宗教・祭事的な観点からではなく、専ら、財産法上の枠組み（主として費用償還請求）により最終的な負担関係を律すべきだとする潮見佳男教授の見解がある<sup>31)</sup>。それによると、「葬儀会社や宗教法人等との間で契約当事者となった者は誰かという観点から、個々の事案ごとに判断し。その契約当事者をもって債務者とすべきである」としたうえ、「葬儀を実施した者が負担した葬儀費用は、遺産分割の手続外で、被相続人との生前の委任に基づく事務処理費用償還請求・代弁済請求（650条1項・2項）または事務管理に基づく有益費用償還請求・代弁済請求（702条1項・2項）として相続人に対して請求すべきものである」とし、「相続財産に関する費用」ではないとする<sup>32)</sup>。

(6) 以上のような学説の様相を踏まえて、私見を述べるなら、現実にある喪主負

29) さしあたり、喪主負担説に分類されるものとして、大塚正之「論点⑩ 祭祀承継者は葬儀費用を負担すべきか」能見＝加藤・前掲注(18)70頁、高木多喜男・口述相続法346頁（1988年、成文堂）、松原正明・全訂判例先例相続法Ⅰ32頁（2006年、日本加除出版）。

また、床谷文雄＝犬伏由子編「現代相続法」72頁（吉田克己執筆）（2010年、有斐閣）も相続財産説の可能性に言及しながらも、喪主負担説を採る。

30) 水野・前掲注(10)165頁。

31) 潮見佳男・註解 相続法155頁（2018年、弘文堂）。

32) なお、潮見佳男・新注釈民法(19)56頁（2019年、有斐閣）も参照。



担（形式的ではなく実質的に葬儀を主宰する者）という考え方にも一理あり、これに香典を取得するという正の部分を考え合わせるなら、一定の合理性はあるものの、昨今の看取り・見送りの多様性、あるいは簡略化（被相続人の身近にいた者のみが有形無形の負担を負う）などの実情、そもそも、旧来の習俗・慣習に根ざしたいわば旧制度的色彩（もちろん、祭祀承継者の規定そのものが家父長制的制度の残滓であるのでその意味では一貫性があるとはいえ）と財産相続・均分相続を根本に据える現行の相続制度とは本質的に整合性があるか疑問なしとし得ないことからすると、相続財産ないし共同相続人による負担を根幹に吸えるべきかと思う。具体的な処理は、前述引用の青竹教授の考え方に賛成するものである<sup>33)</sup>。

## II 預貯金仮払い制度との関係

さて、以上のような議論を踏まえて、葬儀費用支出のための遺産分割前の預貯金債権行使の取り扱いを検討したい。

### 1 新制度の概要

冒頭解題でも述べたように、従来の可分債権当然帰属説を見直し、最高裁大法廷は預貯金債権については、当然分割されるのではなく、遺産分割の対象となると説示したため、相続人の生活費等の緊急必要性に応えるべく、2018年の民法改正によりいわゆる預貯金の仮払い制度が規定された（民909条の2）。

そもそも、前記大法廷決定には、預貯金払戻しの課題に対して、5裁判官の共同補足意見でも仮分割仮処分などの保全処分（家事事件手続法200条2項）の活用が示唆されていたが、この保全処分が認められるための要件の厳格性に懸念が示されていた<sup>34)</sup>。

こうした懸念を解消する方策として、家事事件手続法200条3項は、同条2項の

---

33) 青竹・前掲注(12)に対応する本文参照。

34) 白石・前掲注(17)32頁。

要件を緩和し家裁による預貯金債権の仮取得制度が追加されたものの<sup>35)</sup>、これとて裁判所に保全処分の申立をしなければならず、相続人の手続き上の負担感が緩和されるものではなかった。前記、民法909条の2は、家裁の判断を経ることなく預貯金債権を一定限度行使することができるようにしたものである。

## 2 909条の2 後段による処理

そこで、本稿冒頭の「解題」において提示した預貯金の仮払いがその後の遺産分割に及ぼす効果について検討する。

同条後段は、同条前段による預貯金債権の行使は、共同相続人による遺産の一部の分割により取得したものとみなすと規定している。「解題」で述べたことを今一度振り返っておくと同条前段で例示されている共同相続人のうちの一人が当面の必要生計費として行使した場合は、まさにその個人の利益のために仮払いを受けたと考えられるので、最も単純な例を設定して、子2人が共同相続人で、相続財産が300万円の銀行用金債権であるとすると、子の一方が同条前段により行使できる限度額は $300万円 \times 1/3 \times 1/2$ で50万円と考えられよう。そうすると、当該限度額債権を事前に行使していた場合、同条後段によりこの相続人は、すでに本来の相続分額150万円のうち50万円を先に遺産分割して取得したということになり、相続財産の残額を遺産分割する際には、あらためて残額250万円を2分の1ずつに分割することはありえないだろう。つまり、同条前段による預貯金債権の行使をしなかった方の相続人は、150万円、先に行使して50万円の仮払い受けていた相続人は残り100万円を取得できるに過ぎないことにほぼ異論はないと考えられる。

では、多少複雑にして、特別受益を得ていた相続人がさらに同条前段により事前に預貯金債権を行使した場合を考える<sup>36)</sup>。

相続人子2名。相続財産は、預金債権300万円。さらに一方が被相続人の生前に

35) 村田大樹・民法（相続関係）改正法の概要139頁参照。

36) 堂蘭幹一郎＝神吉康二・概説 改正相続法第2版57頁（2021年、金融財政事情研究会）の例に倣った。

特別受益300万円を得ていたとしよう。そして、この特別受益を受けていた相続人が前例と同じく50万円の仮払いを受けた。

そうすると、遺産分割の対象財産は、250万円 + 50万円 = 300万円

特別受益ある相続人の具体的相続分  $(300万 + 300万) \times 1/2 - 300万 = 0$

他方の相続人の具体的相続分  $(300万 + 300万) \times 1/2 = 300万円$

しかし、現実には、250万円しか残っていないので、後者の相続人は預金債権250万円と前者の相続人に対する代償金請求権50万円を取得することになる<sup>37)</sup>。

この計算例は、立法担当者によるもので<sup>38)</sup>、特別受益があるという多少特殊な例が挙げられているが、要するに、同条前段による預金債権を行使した場合は、それを行使しなかった相続人が行使前のすべての相続財産が残っているという前提で遺産分割を受けられるということではないかと思われる。そして、この例のように、本来分割されるべき額に不足が生じる場合は、同条前段による分割前の預金債権の一部行使をした相続人が固有財産により補填すべき（同例では、代償請求される）ことになるというのであろう。

### 3 葬儀費用支出のための909条の2前段による預金債権行使と同条後段による処理

2で素材にした例では、預金債権一部行使の目的は設定されていない。これは、目的を限定すると、払戻しを認めるか否か、その金額をどのように定めるかについて、一義的に明確な基準を定立することが困難であり、結局は、金融機関がその基準に合うかどうかの判断をしなければならず、それに慎重になると、相続人が払い戻しを受けるのに時間を要し、機敏に対応できないからである<sup>39)</sup>。しかし、

---

37) 堂蘭 = 神吉・同頁も本稿の数字は異なるが、このような結果を提示し、堂蘭幹一郎 = 野口宣大・一問一答 新しい相続法第2版75頁（2020年、商事法務）にも同じ計算例が示されている。

38) そもそもは、「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）の補足説明」19～20頁に示された理論であり、同様の事例が例示されている。これが、各書に引用されて、副田隆重・新注積民法（19）（2019年、有斐閣）447～448頁にも引用され支持されている。現時の通説と目される。

39) 白石・前掲注(7)33頁。

そもその立法趣旨、遺産分割前に生じる各個の相続人の必要性に応じるための制度であるから、本来、預金債権を行使した者の利益になる場合を想定しているのであろう。そう考えれば、葬儀費用負担者を慣習的に配偶者や長子とする喪主は、みずからの固有財産で支弁することが想定されており、葬儀費用負担者は、形式的に名前を出すわけではなく、実質的に葬儀を準備、取り仕切り、取りまとめる主宰者であり、他方、参列者からの香典・供物を収受し固有財産の減少を埋め合わせることが想定されていると思われる。だから、個人的な当面の必要生活費と同じレベルのものと捉えられるのではないか。

しかし、葬儀に間に合わせるためとか、形式的に喪主に祭り上げられた場合はどうか。あるいは、喪主負担説ではなく、共同相続人が負担するという説を採用した場合はどうか。

まず、自らの負担義務なく、急場をしのぐために909条の2前段により預金債権を行使した場合である。2つの解決方法があるように思われる。一つは、同条の例外として適用しないという方法である。すなわち、その費用は相続財産の負担として、残りを相続財産として遺産分割する方法である。最初に提示した最も単純な例をもとにすると、 $300万 \times 1/3 \times 1/2 = 50万$ 円の仮払いを受けた場合でも、それは、相続財産の負担だとすると、残り250万円はあらためて両相続人によって、2分の1ずつ分割されることになろう。あるいは、一旦、同条後段通りに事前に遺産分割されたものとして、他方相続人に150万円、事前に仮払いを受けた相続人は、100万円を取得したうえ、他方相続人が実質上の喪主であるという理由で、50万円の償還を受けるか、あるいは、相続財産（あるいは共同相続人全員）の負担であるとして、25万円の償還を受けることになるのではないだろうか。このどちらの処理が適切であるかは、即断し難いが、仮払いの理由を限定しない規定の趣旨から、後者の処理が適切ではなかろうか。

## 結びにかえて

2018年の相続法改正によって追加された909条の2によって葬儀費用支弁のために被相続人の預金債権の一部払戻しを受けた共同相続人の一人がその後の遺産分割においてどのように取り扱われるかについて検討した。

もともと、自らの固有財産で葬儀費用を支弁しなければならない相続人がこの仮払いを受けた場合は、同条後段のようにそのまま事前に遺産の一部分割を受けていたという取り扱いでよからうが、本来葬儀費用の負担義務を負わない者が払戻しを受けた場合や、葬儀費用を共同相続人間で負担すべきとされる場合、あるいは、相続財産で負担すべきとした場合には、別の考慮が必要になってこよう。このような場合に、909条の2後段の枠外で精算する方法、あるいは、それでも一部払戻しを受けた者が909条の2後段で一部遺産分割を受けたと取り扱ったうえ精算する方法の二通りが考えられると思われるが、払戻しにそもそも目的の限定をつけなかった同条の趣旨からすると、後者の方法に一日の長があるように思われるのである。仮にこれによって急場しのぎで葬儀費用を支出するため909条の2により仮払いを受けそれが事前の遺産の一部分割と捉えられ、負担が固定化されるなら青竹教授の言われるように<sup>40)</sup> 誰も葬儀費用を支出しないという異常事態さえ想定される。何れにしろ、事後的な調整は不可欠であろう。

---

40) 青竹・前掲注(12)55頁。